

事 務 連 絡
平成 29 年 5 月 8 日

公益社団法人 静岡県建築士会 御中

長泉町長 遠 藤 日 出 夫
(都市環境部門建設計画課)

都市計画法第 53 条第 1 項の規定に基づく許可に関する取扱要領
の改正について（通知）

日ごろより、町都市計画行政に御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、町では、都市計画法第 53 条第 1 項の規定に基づく許可に関する取扱要領を、平成 23 年 4 月から施行していますが、このたび、現行の許可審査状況及び今後の事業展望等を踏まえた見直しを行い、下記のとおり改正しました。

つきましては、改正要領等を送付しますので、御多忙のところ恐縮ですが、関係者の皆様（支店、支部、会員等）への周知に、御協力くださるようお願い申し上げます。

なお、本改正は、町建設計画課窓口及び町ホームページでもお知らせしておりますので、併せて周知いただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 要領の対象を、「都市計画道路の区域内のみ」とする。
- 2 都市計画道路の区域内における対象の区間を、「事業着手が近い将来見込まれていない区間（※）」又は「整備が実質的に完了している区間」とする。
（※）区間について、別紙のとおり指定済み。
- 3 許可をすることができる基準を、対象の区間ごとに次のとおりとする。
 - ①事業着手が近い将来見込まれていない区間
当該建築物が「3 階建て以下で地階を有しない、木造その他これに類する構造である」こととする。
 - ②整備が実質的に完了している区間
当該建築物が都市計画道路の維持管理上支障がないと認められる場合は、「原則として階数及び構造等の制限を設けない」こととする。

担 当：建設計画課
計画チーム 杉山
電 話：055-989-5520
E-mail：keikaku@nagaizumi.org



長泉町告示第57号

都市計画法第53条第1項の規定に基づく許可に関する取扱要領（平成23年長泉町告示第7号）の全部を次のように改正する。

平成29年4月1日

駿東郡長泉町長 遠藤日出夫

都市計画道路における都市計画法第53条第1項の規定に基づく許可に関する 取扱要領

（趣旨）

第1条 この要領は、都市計画道路の区域内の建築に関する都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第53条第1項の規定による許可について、法第54条に規定するもののほか、町長が許可をすることができる場合に関し必要な事項を定めるものとする。

（対象の区間）

第2条 この要領で許可をすることができる建築物は、次の各号のいずれかに該当すると認められる区間内になければならない。

- (1) 事業着手が近い将来見込まれていない区間
- (2) 整備が実質的に完了している区間

（許可の基準）

第3条 町長は、前条第1号の区間内における法第53条第1項の規定による許可の申請（以下「申請」という。）があった場合において、当該建築物が次の各号のいずれにも該当し、かつ、容易に移転し、又は除却することができるものであると認められる場合は、その許可をすることができるものとする。

- (1) 階数が3以下で、かつ、地階を有しないこと。
- (2) 主要構造部（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第5号に定める主要構造部をいう。）が木造その他これに類する構造であること。

2 町長は、前条第2号の区間内における申請があった場合において、当該建築物が都市計画道路の維持管理上支障がないと認められる場合は、その許可をすることができるものとする。

（委任）

第4条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

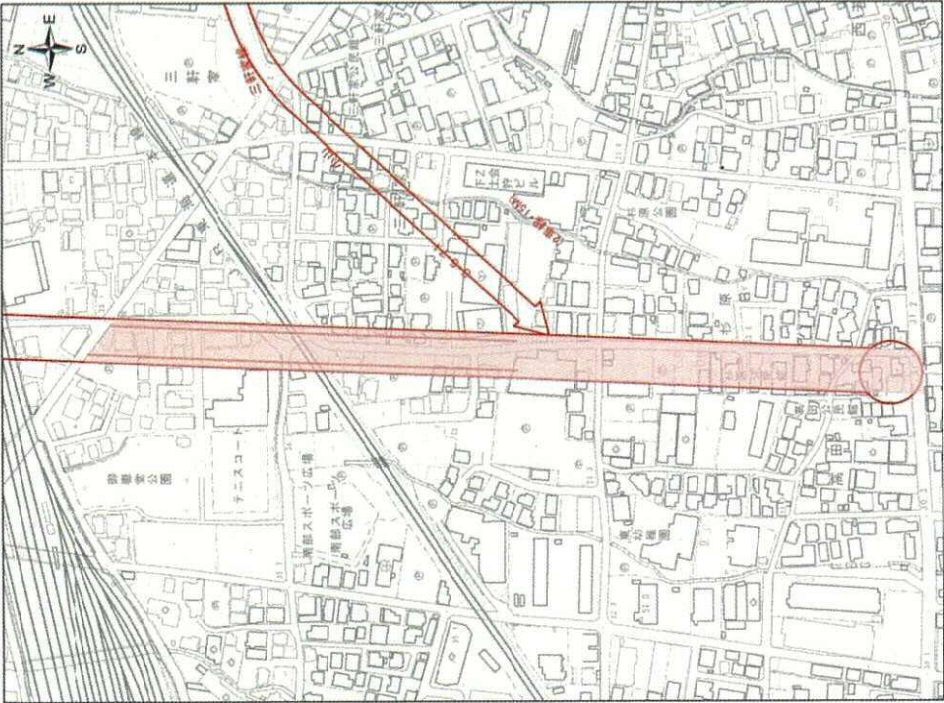
都市計画道路における都市計画法
第53条第1項の規定に基づく許可に
関する取扱要領第2条第1号に係る
指定区間（事業着手が近い将来見込
まれていない区間）

①	3・4・3	高田上土狩線
下土狩 地内		
清水町境 ～ 県道三島富士線		
②	3・3・10	沼津三島線
本宿 地内		
沼津市境 ～ 納米里本田町線		
③	3・4・34	南小林線
下長窪 地内		
全区間		
④	3・4・73	南小林線
本宿 地内		
全区間		
⑤	3・5・71	小山三軒家線
下土狩 地内		
全区間		
⑥	8・7・4	桜堤遊歩道
中土狩 地内		
池田終線 ～ 町道納米里上土狩線		

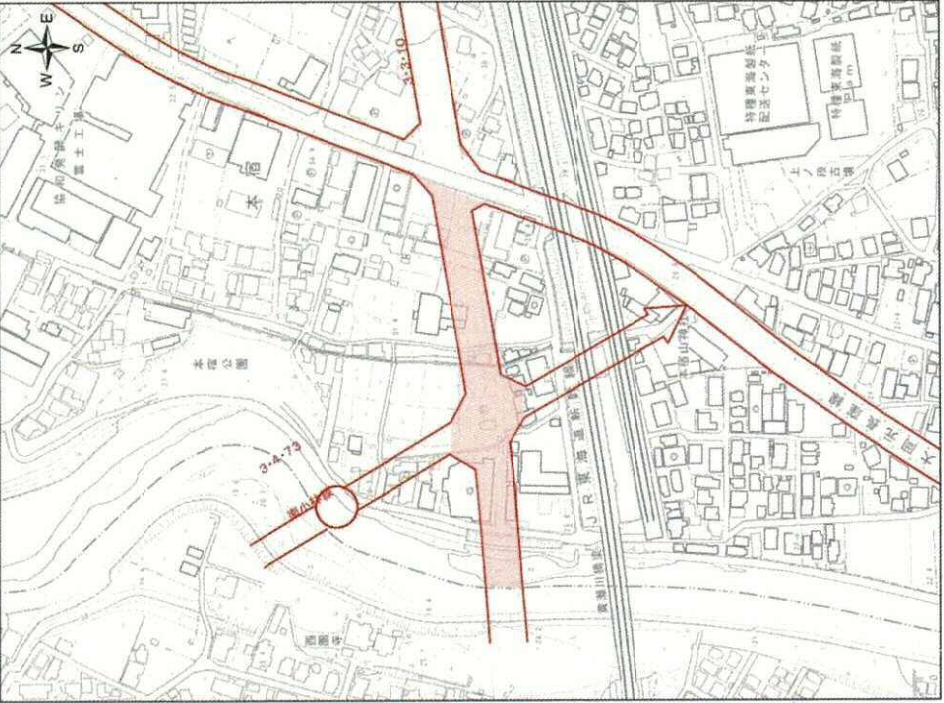
凡 例	都市計画道路	—
	指定区間	

問合せ先
長泉町役場 建設計画課
電 話：055-989-5520（直通）
F A X：055-986-5905
E-mail：keikaku@nagaizumi.org

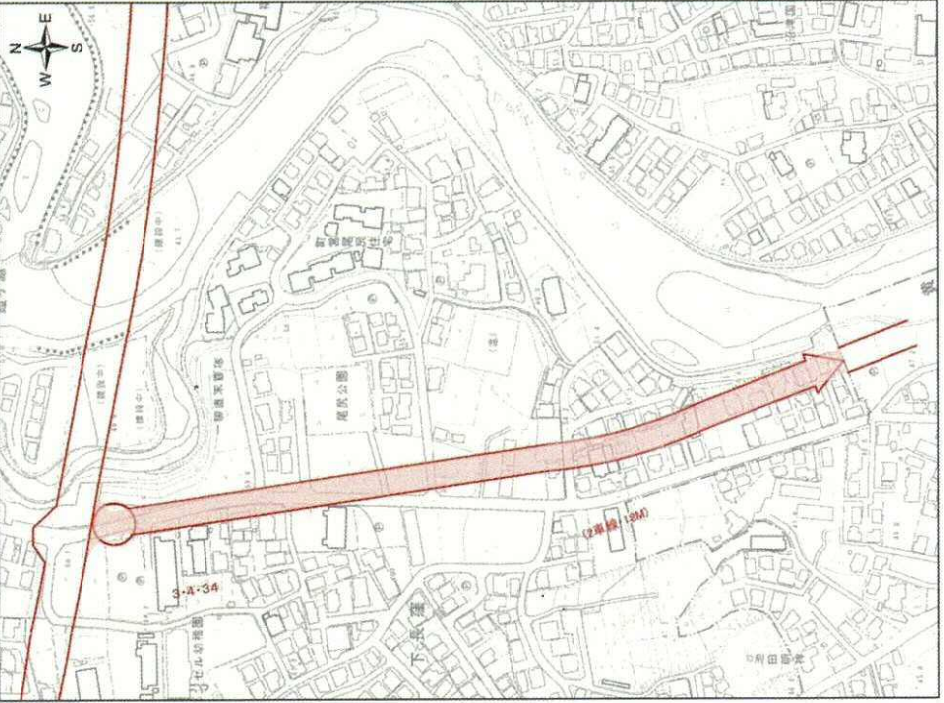
① 3・4・3 高田上土狩線 下土狩地内



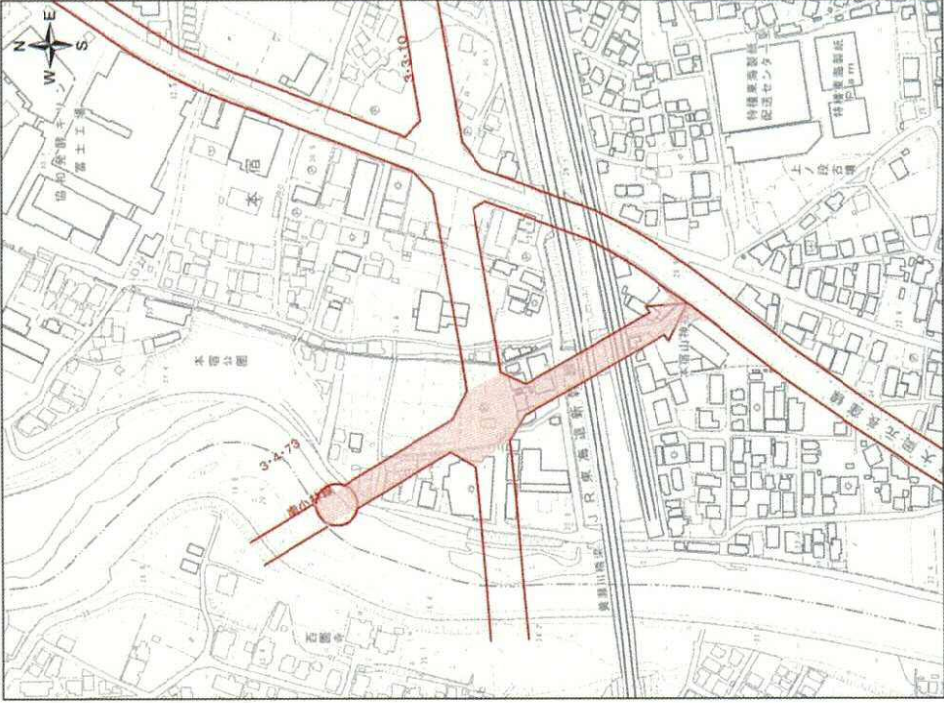
② 3・3・10 沼津三島線 本宿地内



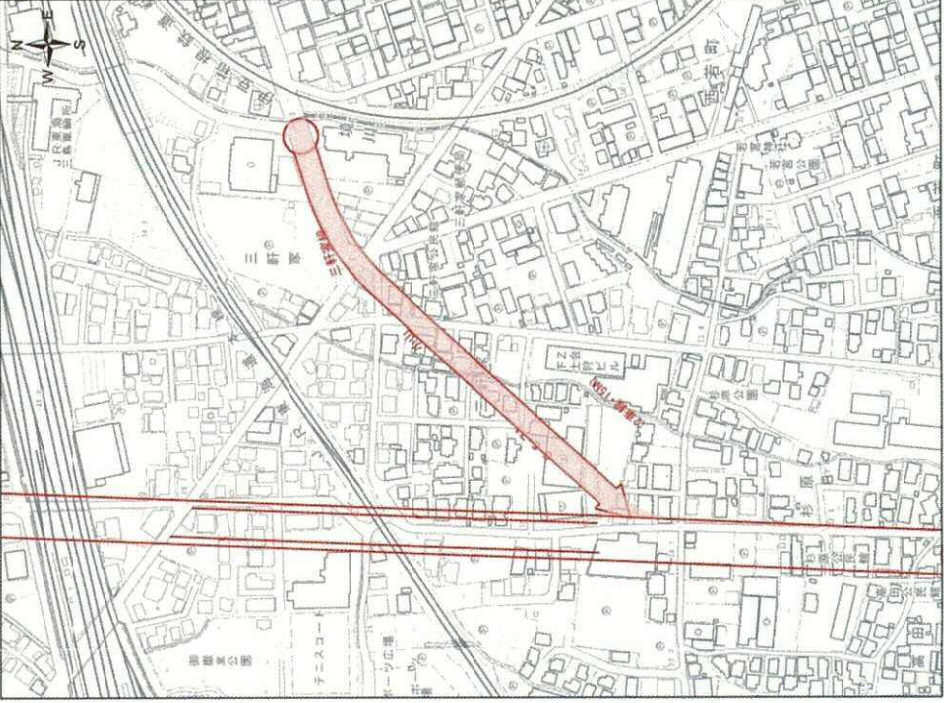
③ 3・4・34 南小林線 下長窪地内



④ 3・4・73 南小林線 本宿地内



⑤ 3・5・71 小山三軒家線 下土狩地内



⑥ 8・7・4 桜堤遊歩道 中土狩地内

